

北九州市監査公表第18号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
令和3年5月14日から令和3年12月16日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年2月21日(令和3年監査公表第1号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (下水道整備課)</p> <p>[39] 津田新町二丁目地内管渠築造工事</p> <p>本工事は、小倉南区津田新町二丁目において、下水道未普及地域の整備を行うため、汚水管を開削及び推進工にて布設するものである。</p> <p>推進工については、施工延長が20mを超えたため、工法を「鋼製さや管(泥水式)推進工」に変更するとともに、工事費の積算は「推進工法用設計積算要領」を適用して複数の代価表を作成し、それらを複合して行っている。</p> <p>しかし、推進工の挿入用塩ビ管の代価表において、労務費及び材料費の数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、設計変更に伴う工事費の積算にあたり、推進工法の代価表の構成及び計上すべき数量を正確に理解できていなかったこと、及び、設計変更時に新たに作成された代価表について、監督課及び起工課における確認が不十分であったことが原因で生じたものである。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、設計変更時の確認事項に特化したチェックポイント表を新たに作成し、令和3年10月22日に運用を開始した。</p> <p>今回の指摘事項及び上記のチェックポイント表の運用について、令和3年10月29日開催の「下水道整備課(起工課)事務改善会議」にて研修を行うとともに、11月12日に東西工事事務所下水道課(監督課)に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、12月8日には、イントラネット上の技術監理局情報ページに掲載されている「積算自主学習テキスト」に、今回の指摘を基に作成した問題を追加掲載した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和3年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す